

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」および「学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について

1 深夜勤務の制限および超過勤務の制限に係る「子」の範囲の拡大について

幼稚園教育職員…第11条
学校教育職員……第9条

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、育児・介護休業法という。）の改正により、育児休業等に係る「子」の範囲が拡大されたことに伴い、育児を行う職員の深夜勤務の制限および超過勤務の制限に係る子の範囲を拡大する。

＜現 行＞職員と法律上の親子関係にある実子・養子



＜改正後＞上記に加え、職員と法律上の親子関係に準ずる子

例：特別養子縁組の成立に係る監護期間中の子

養子縁組里親に委託されている子 など

2 要介護者の範囲の統一について

幼稚園教育職員…第11条
学校教育職員……第9条

深夜勤務の制限等に係る「要介護者」の範囲と、介護休暇に係る「要介護者」の範囲が異なる状況になっており、「介護を行う」という事由は共通であるため、介護休暇に係る「要介護者」の定義を条例内すべての休暇制度等において統一するための規定整備を行う。

＜現 行＞配偶者または2親等以内の親族



＜改正後＞配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者

3 要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限規定の導入について

幼稚園教育職員…第11条の2

学校教育職員……第9条の2

育児・介護休業法の改正により、職員が要介護家族を介護するために超過勤務の免除を請求した場合において、任命権者は、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求を承認しなければならないものとされたことに伴い、その請求者として3歳に満たない子の育児を行う職員に加え、新たに要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限（免除）の規定を加える。

＜現 行＞3歳に満たない子の育児を行う職員



＜改正後＞3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員

4 介護時間の新設について

幼稚園教育職員…第18条の2

学校教育職員……第17条の2

育児・介護休業法の改正により、要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことを承認できるものとされたことに伴い、「介護時間」を新設する。

5 施行期日について

両条例は、平成29年4月1日から施行する。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新	旧
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者または2親等以内の親族で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>で定める者に該当する場合における当該職員を除く。) が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略) (3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第11条の2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第10条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>（介護時間）</p> <p>第18条の2 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。</p> <p>2 介護時間に關しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (施行前の準備)</p> <p>2 改正後の第11条の2第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による要介護者を介護する職員の超過勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p>	<p>3 (略) (3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第11条の2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第10条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>

新旧対照表

○学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新	旧
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第1項および第3項ならびに第10条第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者（第17条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第1項および第3項ならびに第10条第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者または2親等以内の親族で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>者に該当する場合における当該職員を除く。) が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略) (3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第9条の2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第8条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>（介護時間）</p> <p>第17条の2 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。</p> <p>2 介護時間に關しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行前の準備）</p> <p>2 改正後の第9条の2第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による要介護者を介護する職員の超過勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p>	<p>3 (略) (3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第9条の2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第8条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>